

《 税務署からのお知らせ 》

法人会会員の皆さまへ ～復興特別所得税の徴収漏れにご注意ください～

法人会会員の皆さまにおかれましては、日頃から、源泉徴収制度の趣旨をご理解いただき、源泉徴収事務が適切に行われるようご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、源泉徴収義務者におきましては、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付していただくことになりましたが、平成 25 年分の年末調整において、復興特別所得税の徴収漏れとなっている事例が把握されています。

主な徴収漏れの原因

- ・ 復興特別所得税に対応していない給与計算ソフトを使用して、年末調整を行っていた。
- ・ 月々の源泉徴収税額は適正に徴収されているが、年末調整時において復興特別所得税（税率 2.1%）を計算していなかった。
- ・ 平成 24 年分以前の源泉徴収簿を使用して、年末調整を行っていた。

徴収漏れがあった場合の対応

- ・ 年末調整の再計算を行い、徴収不足分について、追加で納付する。
- ・ 既に受給者に交付済みの源泉徴収票に誤りがある場合には、受給者に対して、右上に「訂正分」と記載した源泉徴収票を再交付する。
- ・ 税務署に源泉徴収票及び法定調書合計表を提出している場合には、源泉徴収票及び法定調書合計表の無効分と訂正分を提出する。
（注）追加で納付する税額によっては、加算税や延滞税を負担しなければならないことがあります。

手続等についてご不明な点がございましたら、最寄りの税務署（源泉所得税担当）にお尋ねください。